

白川町国際友好協会海外留学奨学金「辻宏記念奨学金」交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白川町国際友好協会（以下「協会」という。）が、国際的な視野を持ち、地域社会の国際化に貢献できる人材の育成及び多文化共生の推進を目的として、海外へ留学する者に対し奨学金を給付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「海外留学」とは、3か月以上にわたり日本国外の教育機関で学ぶことをいう。

(対象者)

第3条 奨学金の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請時に白川町内に住所を有する者
- (2) 義務教育課程修了時まで白川町に住所を有していた者

2 前項に該当する者で、次のいずれにも該当する高校生、短期大学生、大学生又は大学院生とする。

- (1) 海外の教育機関に3か月以上留学する予定であること
- (2) 学業・人物ともに優秀であり、地域社会に貢献する意欲を有すること
- (3) 帰国後は協会に会員として10年以上入会する意思を有すること

(給付対象経費)

第4条 奨学金は、次に掲げる経費を補助することを目的とする。

- (1) 渡航費
- (2) 滞在費
- (3) 学費その他留学に直接要する経費

(給付額および件数)

第5条 奨学金の給付額は、1名あたり50万円とする。

2 1会計年度あたりの給付件数は1名を上限とする。

(申請)

第6条 奨学金の申請を希望する者は、次の書類を添えて、協会が定める期限までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 留学計画書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票の写し又は過去の住民票記載事項証明書
- (6) その他協会が必要と認める書類

(選考)

第7条 申請者が複数ある場合は、書類審査及び面接を実施し、選考のうえ給付者を決定する。

(給付決定)

第8条 協会は前条の選考結果に基づき、奨学金の給付を決定し、申請者に通知する。

(留学報告)

第9条 奨学金の給付を受けた者は、留学終了後1か月以内に、留学成果を記載した報告書（様式第2号）を協会に提出しなければならない。

(返還)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、協会は奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったことが判明したとき
- (2) 正当な理由なく留学を中止又は短縮したとき
- (3) その他給付の目的に著しく反する行為があったとき

(財源)

第11条 本奨学金の財源は、協会の積立金をもって充てる。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関する必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月20日から施行する。